

住みよい小山をつくる会 第7回企画会議 議事概要

日時：平成18年7月10日（月） 午後7時～9時10分

会場：小山公民館 中会議室

1 第6回企画会議以降の論点整理

（1）第6回企画会議に小山みどりの会から提案された企画案について

第6回企画会議では、「住みよい小山をつくる会では廃プラ問題ではなく、基地の跡地利用の問題を取り上げたいと提案する」との結論に至ったが、なぜ取り上げないのかを説明しないと、企画会議としての説明責任を果たすことが出来ないと思われる。提案された「企画案」に対する明確な回答が必要になる。

* 小山みどりの会から提案された企画案

住民の健康を監視する
におい・悪臭情報監視システム
ごみ減量作戦運動の展開

<主な意見>

- ・小山みどりの会から提案された企画案について、住民の健康状態を監視するとあるが、健康状態はプライバシーで自分は監視されたくない。小山地区の住民全員を対象として健康状態を調査して、それを誰が分析し、誰が住民の健康状態を把握するのか。健康状態を調査して廃プラが原因と証明できる科学的知見ができているのか。悪臭の監視ぐらいはできるかもしれないが、誰がするのか。ゴミ減量は良い内容、興味ある提案であるが、包装容器を持ち帰らないということは現実にできるのか。
- ・廃プラを圧縮する過程で、排出される有害物質は環境基準をクリアしているのではないか。
- ・市のごみ減量推進課も基準をクリアしているといっている。
- ・圧縮だけなら有害ではないことを説明するだけで済むのでは。
- ・「害が出ない」と言い切れない面があるから難しい。
- ・出ても、安全基準を超えていなければ良いはずではないか。廃プラ施設が来ること自体に反対しているのではないか。
- ・みどりの会が9万人の署名を集めて議会に陳情したが、市議会の環境経済委員会では、委員10人のうち2人が退席し、残り8人が陳情を不採択とした。今さら地域から意見を出せない。
- ・「企画案」の健康診断などは、実施の場合、コスト面、健康調査データの取り扱いなどの問題点があるのでは。
- ・住民全員の健康診断は効果も明確ではなく、病理学的に意味があるのか。心配と思う人が受診できる体制でいいのではないか。
- ・廃プラによる健康被害かどうかの因果関係の証明ができるのか。
- ・ゴミ減量のうち包装容器の持ち帰りは非現実的。中身だけを買うなどできない。
- ・実際にトレーをその場で捨てている人もいるので、非現実的ともいえない。
- ・ゴミ減量は国、市でも取り組んでいることで、つくる会が取り上げるべきテーマとはいえない。
- ・市では施設稼働後は施設の周辺で大気汚染状況の測定を実施し、異常があればすぐに対応するようであるが、市がやるのは定期的に大気汚染状況を測定して分析するということで、監視システムではない。
- ・勉強会を行ったり、ごみ減量の提案などはよいのではないか。小山みどりの会のすべてを否定するのではなく、廃プラ施設が稼働した後に、実際に懸念されることが起きてきたときには、改めて対応を考えるといったことを付け加えてもいいのではないか。今後の状況を検証しながら再度取り上げる可能性も残してはどうか。
- ・勉強会は自分たちでやらしてもらえばいいことではないか。この会は万能ではないので、取り上げることを約束すると拘束されることになる。すでにあるテーマをステップバイステップで1つずつ取り組むことに精一杯で、廃プラ問題に取り組む余力は少ないのではないか。

- ・廃プラ問題より優先すべきテーマがあることを説明できればよい。基地問題のほうが優先度が高い。

みどりの会の「企画案」に対して、内容をまとめて回答案を作成し、次回企画会議で了承されたら、第3回全体会に提案することを決定。

(2) 参加は個人か組織代表か

事務局から、当初からの「地域を考える場」のコンセプトについて説明があった。

地域で活動する団体・個人の分け隔てなく参加できる組織であること。また、情報交換や意見交換については団体の枠を越えて個人として自由な発言が可能であること。

「地域を考える場」は、地域で活動する団体や組織を排除するものでなく、地域の団体や組織に入って活動している方々が個人として「地域を考える場」に参加し、つくる会の活動をそれぞれの組織に持ち帰ってそれぞれの団体の活動にフィードバックすることを期待している。

なお、会則策定の過程においても「地域に関心・意欲のある人が任意に参加できる」旨が確認されているので、第2回全体会で承認を得て成立した会則を改正する場合は、改正に至った経過の説明が必要であるとの説明が付け加えられた。

<主な意見>

- ・つくる会は個人参加でいいとしても、安全安心推進協議会の支部は他地域ではすべて団体が構成されているし、上部団体も団体が構成されているので、それにも合わせる必要がある。
- ・つくる会の役員は個人参加の人もある。支部規程が団体のみになると、個人参加の役員は支部役員を外れないといけない。
- ・支部はつくる会とは別組織にして責任ある団体とし、つくる会に入っている団体が中心となって支部に入れればよい。
- ・支部は団体代表で構成するとした場合、支部規程の改正は必要なのか。
- ・支部規程も全体会で承認されているので、全体会での改正手続きが必要になる。具体的には規程の第4条、第5条、第6条、第8条の改正をすることになるだろう。
- ・支部は団体代表で構成し、どういう団体が入るかは支部規程の別表で示すことでいいのではないか。

安全・安心まちづくり推進協議会支部の規程について、次の全体会で、以下のとおり支部規程の改正案を提案して、改正の手続きをとることを決定。

- ・第4条は団体代表のみで構成し、関連して第5条、第6条、第8条を改正する。
- ・改正案は他地域の規程、準則などを参考にしてつくる。
- ・参加団体の構成は支部長に一任する。

2 安全・安心まちづくり推進協議会小山支部予算案等

事務局より、支部規程が改正されることを受けて、次の全体会で予算案を提出するという提案を了承した。

3 日程調整

第8回企画会議は、7月20日(木)午後7時。小山公民館中会議室で開催する。